



2026年3月18日

各位

会社名 株式会社カウリス  
代表者名 代表取締役社長 島津 敦好  
(コード番号：153A 東証グロース)  
問合わせ先 管理担当執行役員 上田 七生美  
TEL 03 (4577) 6567

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ  
(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、2026年3月18日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を図るため

2. 取得に係る事項の内容

- |                |  |
|----------------|--|
| (1) 取得対象株式の種類  | 当社普通株式   |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 270,000株(上限)<br>(発行済株式総数に対する割合4.14%)                         |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 300百万円(上限)   |
| (4) 取得期間       | 2026年3月19日から2026年6月19日まで                                     |
| (5) 取得方法       | 東京証券取引所における市場買付<br>(注) 市場動向等により、一部又は全部の取得が行われない<br>可能性があります。 |

### 3. 自己株式取得に係る事項の決定に関する補足

#### (1) 本施策実施の背景と目的

当社は、中長期的な企業価値の向上を目指し、持続的な事業成長と株主価値向上の両立を基本方針として経営を行っております。

当社では、役職員の企業価値向上へのインセンティブとしてストックオプション制度を導入しており、現在、発行済株式数の一定割合に相当する未行使のストックオプション（潜在株式）が存在しております。これらのストックオプションが将来的に行使された場合、新株発行により発行済株式数が増加し、既存株主の持分比率やEPSの希薄化が生じる可能性があります。

このような状況を踏まえ、当社は将来的なストックオプション行使に備えて自己株式を取得し、その交付に充当することを目的として、財務健全性を維持した上で自己株式取得を実施することを決定いたしました。

本施策により、ストックオプション行使時に自己株式を活用することで、新株発行による発行済株式数の増加を抑制し、既存株主の持分価値およびEPSの希薄化を抑制することが可能となります。また、本施策は資本効率の向上にも資するものであり、株主価値の維持・向上につながるものと考えております。

#### (2) 今後の展望

当社は、持続的な事業成長を通じた企業価値向上を基本としつつ、財務健全性を維持した上で資本効率および株主価値を意識した経営を推進してまいります。

今後も事業投資、株主還元および資本政策のバランスを踏まえながら、企業価値の持続的な向上を目指してまいります。

#### (ご参考) 2025年12月31日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数（自己株式を除く）	6,528,000株
自己株式数	0株

以上